

気づきと見守りが消費者トラブルを防ぐ

高齢者の消費者トラブルが年々増加しています。

「健康」「お金」「孤独」という高齢者の3つの大きな不安をきっかけとしたトラブルや被害が多くみられます。

気づきと見守りのポイント

トラブルや被害を防ぐためには、家族や周囲の人の協力が不可欠です。日頃から家族やホームヘルパーなど、周囲の人が高齢者本人の居室・居宅のようす、言動や態度に変化や不審な点がないか気をつけましょう。

家族と同居していても、日中一人で留守番をしている高齢者がトラブルや被害にあうことがあり、注意が必要です。



「見守り」と「気づき」のためのチェックリスト



《居室・居宅の様子》

- 不審な契約書、請求書などの書面や、宅配業者の不在通知などはないか。
- 不審な健康食品やカニなどがいないか。
- 新品のふとんなど、同じような商品が大量にないか。
- 屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡がみられないか。
- 通信販売のカタログやダイレクトメールなどが大量にないか。
- 複数社から配達された新聞や景品類などがいないか。
- 不審な業者が出入りしている形跡はないか。

《高齢者本人の言動や態度など》

- 不審な電話のやり取りや、電話口で困っている様子はないか。
- 生活費が不足するなど、お金の困っている様子はないか。
- 預金通帳などに不審な出金の記録はないか。

消費生活センターへは、高齢者本人からだけでなく、家族でも相談することができます。トラブルや被害にあっていると分かったら、すぐに**消費生活センター**等に相談しましょう。





生活安全情報

米沢警察署生活安全課から

平成28年中の県内の特殊詐欺発生被害は約1億3000万円で、内約9900万円がアダルトサイトの登録名目等の架空請求詐欺です。その手口は、スマートフォン等でアダルトサイトを閲覧中、突然「登録されました」等と表示され、業者に連絡すると、解約料が必要だと言いくるめられ、電子マネー等で支払ってしまうというものです。今年も同様の傾向です。契約等の意思がなければ支払う義務はありません。一人で悩まず、必ず警察や消費生活センターに相談するようお願いします。



自然災害に関連した住宅修理の勧誘に注意!

地震や台風などの自然災害が起きると、全国の消費生活センターには、それに関連した様々な消費者トラブルの相談が寄せられます。なかでも、被災した屋根や外壁などの修理工事に関するトラブルが最も多くみられます。さらには、自然災害をきっかけや口実とした勧誘なども起きています。

🌻🕯️ ひとことアドバイス 🌻🕯️

自然災害による住宅の損害が、火災保険の補償対象になる場合があることを知らない消費者が多い点に着目した勧誘方法で、最終的に住宅修理工事契約を結ぶことを目的としていると思われます。自然災害で住宅が損害を受けたら、まずは自分で損害保険会社か代理店に連絡し、保険金支払いの対象になるか、申請はどのようにするか等を確認しましょう。また、工事を依頼する際は複数の業者から見積もりを取るとよいでしょう。



困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください



4月・5月の消費生活法律相談

4月13日(木) 13:30~15:30

5月11日(木) 13:30~15:30

* 弁護士が無料でアドバイス(30分)

* 電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072